

平成24年第2回大多喜町議会定例会

11月会議会議録

平成24年 11月28日 開議

平成24年 11月28日 散会

大多喜町議会

平成24年第2回大多喜町議会定例会11月会議会議録目次

第1号（11月28日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	2
行政報告	2
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	5
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
休会について	14
散会の宣告	14
署名議員	15

第2回大多喜町議会定例会 11月会議

(第 1 号)

平成24年第2回大多喜町議会定例会11月会議会議録

平成24年11月28日(水)

午後 零時58分 開会

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	小倉明德君
3番	江澤勝美君	4番	小高芳一君
5番	荻込孝次君	6番	君塚義榮君
7番	吉野僖一君	8番	志関武良夫君
9番	野口晴男君	10番	藤平美智子君
11番	野村賢一君	12番	正木武君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
総務課長	花崎喜好君	企画財政課長	小野田光利君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋謙周	書記	大竹義弘
------	------	----	------

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第1号 大多喜町選挙公報の発行に関する条例の制定について

日程第3 議案第2号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第3号 平成24年度大多喜町一般会計補正予算(第8号)

◎開議の宣告

○議長（正木 武君） ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日11月28日は、休会の日ですが、議事の都合により、第2回議会定例会を再開いたします。

これより、11月会議を開きます。

（午後 零時58分）

◎行政報告

○議長（正木 武君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 平成24年第2回議会定例会11月会議の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、議会定例会11月会議を開催させていただきましたところ、議長さんを初め、議員の皆様には、公私とも大変お忙しい中にもかかわらず、ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

日ごろから議員各位におかれましては、町政運営に何かとご支援、ご協力を賜り、改めて御礼を申し上げます。

まず、行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書により、ご了承いただきたいと思えます。

さて、国政においては、さる11月16日に衆議院が解散され、来る12月16日が投開票日と決定され、慌ただしい情勢となってまいりました。この影響を受け、各地方自治体では急遽衆議院選挙に向けて事務を執行する運びとなりました。

これを受けて、本日の会議事件でございますが、衆議院の解散に伴う選挙執行経費の補正予算及び職員の選挙事務従事に係る時間外勤務手当の特例条項の追加による条例改正、町の選挙に伴う選挙公報の発行に関する条例制定の議案を上程させていただきますので、よろしくご審議いただき、全案件可決、ご承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（正木 武君） 次に、諸般の報告であります。平成24年第2回議会定例会10月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りいたしました議会諸報告によりご了承いただきたいと思っております。

なお、このうち、11月16日に開催された、千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、1番野中眞弓議員から報告をお願いします。

1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 千葉県後期高齢者医療連合平成24年度第2回定例会について、簡単にご報告させていただきます。

今、議長からご報告がありましたように、今月11月16日に第2回定例会が開かれました。

主な議題は、平成23年度広域連合の一般会計及び特別会計の決算、もう一つは、今年度平成24年度の一般会計及び特別会計の補正予算でした。

詳細数字などにつきましては、お手元に2つ資料があると思っておりますので、ごらんくださいますようお願い申し上げます。

これをもちまして、報告とさせていただきます。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

次に、11月1日及び11月13日に開催された夷隅郡市広域ごみ処理施設建設等事業者選定委員会の関係につきまして、4番小高芳一議員から、経過報告をしたい旨の申し出がありました。

つきましては、小高議員から報告をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

4番小高議員。

○4番（小高芳一君） ただいま議長のほうから報告ありましたけれども、夷隅郡市広域ごみ処理施設建設の選定委員会の内容につきまして、報告したいと思っております。

2回ほど開催されました。

まず1回目でありますけれども、11月の1日でございます。場所は、いすみ市の大原の庁舎の4階ということでございます。1時半から行われました。

内容についてでありますけれども、まず選定委員の委員長、そして副委員長をということでありまして、選定委員長は、いすみ市の石川委員長になりました。副は、勝浦市の副市長の関副委員長ということでございます。ちなみにメンバーは、ごみ建設の推進委員のメンバーとほとんど同じであります。それにいすみ市の議長の井上議長が一人加わったということ

で、合計9人であります。

そのほかに、事業の選定委員会の設置要綱、そして今回事業を実施するに当たりまして、プロポーザルでやるということであります。

今年度に予算上程されています事業だけのプロポーザルということで、今後、建物そしてプラント、それはまたそのときに新たにプロポーザルでやるということで、今回については、今年度上程されました予算についてだけの事業者選定というようなことでもあります。

そして、各2市2町からまずプロポーザルにつきまして、業者の推薦をいただきました。

1回目に、2市2町で23社出てまいりまして、基本的に23社あると1日で終わらない、少なくとも1社30分以上かけないと内容がわからないということで、ちょっと多過ぎるんじゃないかということで、とても1日ではできない、2日にかかるとやっぱり業者間の話し合い等もできてしまって、基本的には1日でやるというのは、プロポーザルの本来の趣旨だというようなことも説明ありましたので、もう一度各市町村から絞っていただきたいというようなことで、第1回目の選定委員会は終了をいたしました。

そして、次に11月13日に第2回目の選定委員会が開会されまして、業者のほうで全部で8社ということに上がってきました。ということで、今後8社につきまして、プロポーザルを実施する。1社大体40分ぐらいの予定で、そこで説明を聞いて、業者の選定をするというような内容でありました。

12月20日に業者のヒアリングをして、プロポーザルをやるということでヒアリングをして、その時に12月20日に業者のほうを決定するというので、第2回目の選定委員会を終了いたしました。

以上であります。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

次に、11月15日に、宮城県北町議会議長会であります南三陸町議会及び女川町議会を初めとする、関係6町の議会議長が本町の議会の取り組みにつきまして、視察に来町され、私と野口副議長、及び野村議会運営委員長、小高副委員長で対応いたしましたので、ご承知願います。

また、監査委員から、11月26日に実施しました例月出納検査の報告書が提出されましたので、お手元に配付の写しにより、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（正木 武君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

2番 小 倉 明 徳 議員

3番 江 澤 勝 美 議員

を指名します。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決、

○議長（正木 武君） 日程第2、議案第1号 大多喜町選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） それでは、議案つづり1ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第1号 大多喜町選挙公報の発行に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。まず、本文に入る前に、提案理由をご説明申し上げます。

この条例は、大多喜町議会議員選挙及び大多喜町長選挙において選挙公報を発行する場合は、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、町の条例で定めることが要件とされておりますので、来年の町の議会議員選挙から実施したいため、上程をさせていただきます。

選挙公報を発行することとなった経緯でございますけれども、従前の選挙において、町民より、だれが立候補しているのかわからない、何を基準に投票したらいいのかわからないとの意見をいただきました。広く町民に立候補者の政見などを周知するため、本条例を制定するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町選挙公報の発行に関する条例。

（趣旨）

第1条 この条例は、公職選挙法第172条2の規定に基づき、大多喜町議会議員及び大多喜町長の選挙における候補者の選挙広報の発行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選挙公報の発行）

第2条 大多喜町選挙管理委員会は、選挙が行われるときは、当該選挙の候補者の氏名、

経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を選挙ごとに1回発行をするものとする。

(掲載の申請)

第3条 候補者は、選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添え、委員会の指定する期日までに、委員会に文書で申請しなければならない。

2項 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人もしくは他の団体の名誉を傷つけ、もしくは善良な風俗を害し、または特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を記載してはならない。

2ページに移ります。

(選挙公報の発行手続)

第4条 委員会は、前条第1項の申請があったときは、その掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2項 候補者の氏名、経歴、政見、写真等を選挙公報に掲載する順序は、委員会がくじで定める。

3項 前条第1項の申請をした候補者またはその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(選挙公報の配布)

第5条 委員会は、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対し、選挙の期日の前日までに選挙公報を配布するものとする。

2項 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められるときは、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布にかえることができる。この場合において、委員会は、大多喜町役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等、当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるように努めなければならない。

(選挙公報の発行を中止する場合)

第6条 委員会は、法第100条第4項の規定に該当し、投票を行うことを必要としなくなったとき、または天災その他避けることのできない事故その他特別な事情があるときは、選挙公報発行の手続を中止することができる。

(委任)

第7条 この条例に規定するもののほか、選挙公報の発行の手續に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

本案を提案させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（正木 武君） 挙手全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第3、議案第2号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 議案つづり3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

まず、本文に入ります前に、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例の改正は、職員が休日や時間外に選挙事務に従事した場合、従前は各職員の給料に応じ休日勤務手当や時間外勤務手当を支給しておりましたが、選挙事務においては、職務給に応じた勤務ではなく、比較的一律的な職務であることから、各課の職員代表者と協議を行った結果、国政・県政選挙事務は、法定受託事務であり、選挙事務の執行経費の交付基準に1時間当たりの時間外勤務手当の基準が定められています。この額を上限と定め、町政選挙につきましては、みずからの自治体の選挙でございますので、1時間当たりの時間外勤務手当を上限の国政選挙の7割相当額とすることで、同意をいただきました。

次の選挙事務より、この条例改正を適用させていただくものでございます。

これに伴いまして、職員の給与は、地方公務員法第25条の規定により、条例に基づいて支給することが定められておりますので、この次のとおり改正をするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条の2の次に次の1条を加える。

(選挙事務に従事した職員の時間外勤務手当等の特例)

第19条の3 公職選挙法及び農業委員会等に関する法律に基づき、選挙の執行のために勤務することが命ぜられた職員に対する時間外勤務手当及び休日勤務手当については、第16条、第17条及び第19条の規定にかかわらず、町長が別に定める額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 大きく2点あります。

16条、17条は、時間外勤務をしたときの割合は100分の25から50という規定になっています。こういう25から50という幅がある中で、どういうふうに大多喜が今やっているのか、そ

の現行のやり方がどんなふうに具体的に変わるのか、伺いたいと思います。

2点目は、職員の同意を得たという説明がありました。職員組合があるところでは、こういう人件費にかかわるような問題については、職員組合と話し合うんだと思うのですが、多分大多喜町には職員組合ないのではないかと思います。その中でどういう形で職員の同意を得たのか、伺います。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） まず初めに、一般職の職員の給与等に関する条例の中の時間外勤務手当の算出方法でございます。一般的に100分の125から100分150の範囲内で定めると、条例の中で定められております。一般的にと申しますか、5時15分から10時までにつきましては、100分125でございます。そして、それ以降は100分150。休日勤務の場合は、勤務時間内の休日勤務の場合は、100分135というふうに定められています。

もう1点、職員との協議の結果というふうなことを私のほうで申し上げました。確かに、野中議員さんのおっしゃるとおり、うちのほうには組合がございませんので、組合がない上にどういうふうにしたら職員の方からいろんな意見をもらえるのかということで、各課の課長さん方ですと管理職でございますので、話が一方的になってしまいますので、係長クラスと係長クラスより若干若い方、40から45歳ぐらいの職員を各課から代表で選んでいただきました。職員の代表、そしてその職員と協議をして、国政選挙については国から、国政選挙・県政選挙については国・県から助成金、交付金、補助金をいただきます。それに伴いまして、1時間当たりの時間外の手当というものはある程度基準が決められております。その基準に合った額でいいのではないかとというふうなお話をいただきました。

一方、町政の、町の選挙、町会議員さんの選挙、あるいは町長選挙につきましては、これは自分の自治体の選挙、自分の住むところの選挙であるので、中には代休でもいいですよと、時間外勤務手当は必要じゃなく、代休処理というような方法でもいいですよというふうな方、あるいはまるっきりボランティアでもいいですよというふうなお話もいただきました。

しかしながら、やはり職務を命令する以上は、ボランティアでやっていただくのはどうかというふうなことで、一応国政選挙は補助金ありますので、町の議会議員あるいは町長選挙については、補助金がない分、せめて7割ぐらいの額でどうかなというふうなことを示しましたら、そういうことであればいいということで、代表の職員の皆さんから同意を得ましたので、そしてその結果、この12月に衆議院の選挙、正月に皆さんの町の議会議員の選挙、恐らく3月だと思うのですが、千葉県議会議員の選挙が、たまたま3つ、国・県・市町村の選挙

がございます。

そういう中でやった結果、皆さんに不満といいますか、何か問題があれば、この時間外勤務手当についてはもう一度見直しますよと、ですので、今回は条例の中で町長が別に定めるというふうにさせていただいて、もし方向がきちりすればある程度条例の中でもきちりうたっていくのも一つの方法かなというふうに考えて、今回上程をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） どんなふうになるのかというのがよくわからないんですけども、国・県については補助金の中でやっていくと、町の場合はどうなるのか、もう一回説明してください。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 具体的に申し上げます。

国政選挙、衆議院とか参議院、あるいは県知事・県議会議員選挙の場合には、ある程度1時間当たりの時間外勤務、大体2,200円ぐらいの額で定められて、委託金が交付されます。

ですので、町の選挙についてはその7割、ですから1,500円ぐらい、きちりまだ算出しではおりませんが、おおむね1,500円程度、1時間当たりですね、1,500円程度で時間外勤務手当を支給する予定です。

この2,200円というのは、大多喜町の職員にしてみますと、ちょうど中堅クラス、40歳から45歳ぐらいの職員の時間外勤務手当がそのぐらいの額になると思います。

7割の1,500円となると、採用3年ないし4年ぐらい若い職員の額になります。ですので、それ以上の人については、それが上限でございますので、それ以上の人については全部1,500円、町の選挙については1,500円、あるいは国の選挙等の場合には、40から45歳以上の人たちは一律の2,200円、それ以下の人は普通の時間外、休日勤務手当で計算をします。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 2段階ということなんですね。上限にいかない部分については、今までどおりの割合で出して、上限になった人はもうそこで頭打ちということなんですね。わかりました。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論省略に異議ありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 私、賛成の立場で一言申し上げたいと思います。

○議長（正木 武君） 反対討論ではないんですか。

○1 番（野中眞弓君） 賛成の討論です。

○議長（正木 武君） 反対討論はありませんね。

それでは、次に、本案に賛成の方の発言を許します。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 私は、気持ちの上では賛成ではないんです。というのは、やはり今こういうデフレがどンドンどンドン進行する中で、公務員の手当というのは、デフレを防ぐとりにだと思っています。それから、若い人たちに定着してもらうためにも、本当は給与水準というのは高い方がいい。そういう意味では反対なんですけれども、職員の皆さんが今の世間一般の流れとして認めたということであれば、いたし方ないかなという立場で、とりあえず賛成はしますけれども、職員人件費にいろんな点で手を加えるということについては、慎重にやっていただきたいと一言申し添えて、賛成討論といたします。

○議長（正木 武君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（正木 武君） 挙手全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第4、議案第3号 平成24年度大多喜町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、議案第3号 平成24年度大多喜町一般会計補正予算（第8号）のご説明をいたしますので、議案つづり5ページをお開きください。

議案第3号 平成24年度大多喜町一般会計補正予算（第8号）。

平成24年度大多喜町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

まず、歳入歳出予算の補正、第1条第1項であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ789万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億6,652万2,000円とするものであります。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

次に、事項別明細書により、歳入歳出補正予算のご説明をいたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、款15県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金614万9,000円は、12月16日執行の衆議院議員選挙費委託金であります。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金補正額174万8,000円は、前年度の繰越金であります。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。

初めに、款2総務費、項4選挙費、目2大多喜町議会議員選挙費72万1,000円の減額補正は、大多喜町議会議員選挙に係る経費の見直しに伴う補正であり、従事職員の時間外勤務手当を減額したことによる減額が主な内容であります。

次の、目6衆議院議員選挙費861万8,000円の増額補正は、衆議院議員選挙に係る経費であります。

次の10ページから19ページにつきましては、衆議院議員選挙に伴う手当の変更による給与費明細書でありますので、説明を割愛させていただきます。

以上、一般会計補正予算（第8号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（正木 武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） とても細かいことだなんて思いながら質問します。

9 ページですが、大多喜町町議会議員選挙のところで、公営ポスター掲示場設置撤去委託料と公営ポスター掲示板作製業務委託料とあります。この減額の理由は、投票場の数が減ったことに伴うものですよね。何か9分の2カ所減ったので、9分の2減るんじゃないかと思うんですけども、もっと少ないんですね。その理由は何なんでしょうか。

すごくこまかい質問です。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 公営ポスターの掲示場委託料、設置撤去委託料と看板作製委託料でございます。これにつきましては、野中議員さんがお考えになっているとおりでございます。しかしながら、場所が減ってもそれがそっくり減るわけではないので、面積とか有権者数によって、今までのところが1カ所2カ所ふやさなければならない状況になりますので、実際の全体で言いますと、75カ所が60カ所になります。今まで75カ所、掲示場、皆さん掲示板に写真等張っていただいたと思うのですが、それが60カ所になりますので、15カ所ほど減ということになりますので、簡単に投票場の数が減ったから、その今までの投票場の箇所がそっくり減るということではございませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

○議長（正木 武君） 挙手全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（正木 武君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

念のために申し上げます。

12月31日までは、休会となっておりますが、12月は定例月となっており、26日に開催された議会運営委員会で協議の結果、12月7日に開催する予定です。

◎散会の宣告

本日はこれにて散会としますが、このあと総務課から議員各位に報告事項がありますので、お聞き願います。

(午後 1時34分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 正 木 武

署 名 議 員 小 倉 明 徳

署 名 議 員 江 澤 勝 美